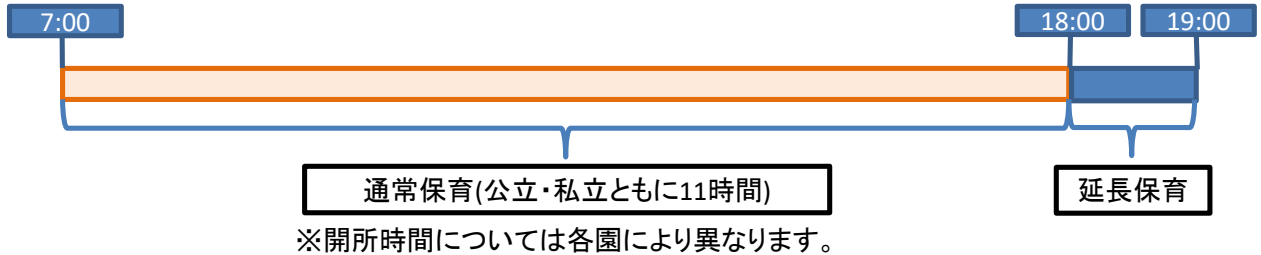


○保育所等の利用時間について

保護者の状況により、保育標準時間認定と保育短時間認定に区分され、通常保育での利用可能時間が異なります。

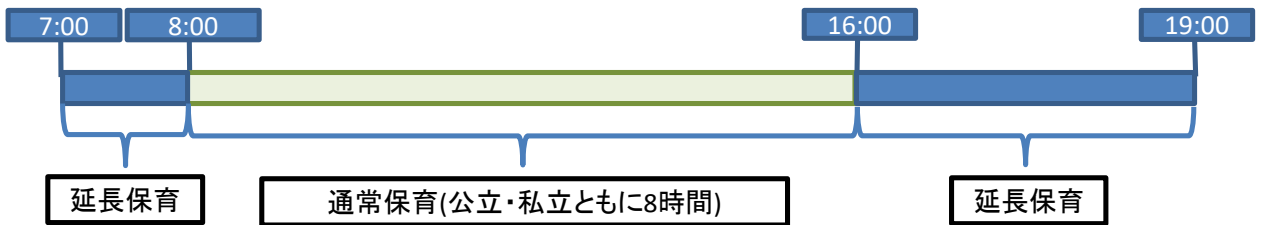
※保護者の状況とは、保育所等の利用が必要な理由のことで、就労・求職・疾病・介護などがあります。

【保育標準時間認定】



※開所時間については各園により異なります。

【保育短時間認定】



※通常保育の保育料が無料の方についても、延長保育料は有料となります。

保護者が就労している場合

雇用証明書の就労時間数によって標準・短時間の認定区分が異なります。

- 120時間以上の場合 → 標準時間
- 64時間以上120時間未満の場合 → 短時間
- 64時間未満の場合 → 就労の理由では保育所等の利用はできません。

※父・母で認定区分が異なる場合は短時間となります。

※就労時間が120時間に満たない場合であっても、シフトの都合等により、午前8時前又は午後4時以降の勤務が発生する場合、又は通勤時間を加味すると短時間認定の利用時間内での送迎が困難になる場合については、例外的に標準時間認定とみなします。

退職等で勤務しなくなった場合は届出が必要になります。

保護者が求職している場合

短時間認定となります。

※保育所等の必要理由が求職の場合は、90日以内に就労を開始することを前提に保育所等の利用ができます。

そのため、求職となった日から90日以内に雇用証明書を提出してください。

※入所日から必要理由が求職の場合は入所日から90日以内に提出が必要です。



保護者が妊娠出産の場合

標準時間認定となります。

※利用期間は出産予定日の8週間前から出産日の8週間後+1日の月末までです。

※出産予定日が判明した場合は母子健康手帳の「分娩予定日」欄の写し、出産後は母子健康手帳の「出生届出済証明」欄の写しの提出が必要です。

保護者が育児休業の場合

標準・短時間の認定区分を選択することができます。

※育児休業取得時に既に保育所等を利用中の子がいて、継続利用が必要である場合に限られます。

※育児休業期間が記入された雇用証明書の提出が必要です。



保護者が疾病・介護等の場合

状況により認定することになります。診断書・介護計画等の書類を提出していただきます。

○ 保育所等利用の注意事項について

【保育所等への入所後の届出等について】

保育所等は、保護者の様々な理由により家庭内保育ができない児童が利用できる施設です。そのため、保育所等への入所後に、保育所等の必要理由に変更が生じた場合など、次の状況に該当する場合は届出等が必要となります。

ご一読いただき、該当する場合は速やかに届出等を当係へご提出ください。

～～ 届出が必要な事由の主な例 ～～

- 保護者の就労状況の変更（就職又は退職、勤務時間や勤務先の変更など）
- 転居
- 世帯構成の変更（一部転居を含む）※進学などにより兄・姉のみ転出した場合も必要です。
- 離婚、結婚、同居、別居
- 祖父母との同居、別居
 - ※ 地番が同じ場合は、住民票上別世帯であっても同一世帯とみなします(二世帯住宅を除く)。
- 市民税の修正申告を行った場合
- そのほか、保育所等の入所理由に変更があった場合（妊娠出産、育児休業、疾病、介護など）
- 世帯に障がい者手帳等の交付を受けた方がいる場合



【届出等の様式について】

上記の届出等が必要となった場合は、その内容により届出等の様式が次のとおり異なります。ご不明点等ありましたら、当係までお問い合わせください。

- 就職、勤務時間の変更、育児休業の取得など、就労状況に関すること
⇒ 雇用(自営)証明書 ※当該証明書は勤務先が証明する書類です。
- 求職活動の開始、転居、世帯構成の変更等に関すること
⇒ 保育所等記載事由変更届 ※保護者が記入する書類です。

※ そのほか、保育所等の入所理由が妊娠出産に変更となる場合は、母子健康手帳の写しが必要となるなど、その内容により添付書類が必要となる場合がありますので、都度お問い合わせください。



【保育料等の取扱いについて】

保育料等は、保護者の所得のほか、保護者の就労状況、世帯構成、祖父母との同居有無などの様々な事由を確認したうえで決定します。

上記届出があった場合は、その事由が変更となった日の翌月(月初日に変更となった場合は当月)から保育料等が変更となります。

【問合先】

岩見沢市教育委員会
学校教育部子ども課保育幼稚園係
電話0126-35-4253(直通)